「事業報告書等の提出」及び「情報公開」

（法第 28 条・29 条、条例第８条、規則第９条）

● 法人は、毎事業年度の初めの３か月以内に前事業年度の事業報告書等を作成し、群馬県に提出するとともに、翌々事業年度の末日までの間、法人のすべての事務所（主たる事務所のほか、従たる事務所を設置している場合は当該事務所を含む）に備え置かなければなりません。

● 作成・提出し、備え置かなければならない書類は、次の①～⑥の書類です。

提　出　書　類	提出部数
①　事業報告書等提出書（別記様式第８号）	１部
②　事業報告書	２部
③　計算書類 ・活動計算書 ・貸借対象表	２部
④　財産目録	２部
⑤　年間役員名簿 （前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	２部
⑥　社員のうち１０人以上の者の名簿 （前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の氏名 等を記載した書面〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕及び住所又は居所を記載した書面）	２部

◆　法人及び所轄庁における情報公開

法人は、上記で作成した**事業報告書等**のほか、**役員名簿**並びに**定款等**（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）を翌々事業年度の末日までの間、その法人のすべての事務所に備え置く必要があります。これらの書類は、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人に対し閲覧に応じなければなりません。

また、群馬県においても、提出された上記の書類（過去３年分）について、県民の方からの請求により閲覧又は謄写に応じることとなります。

閲覧に応じなければならない書類は、次のア）～ウ）の書類です。

ア）　事業報告書等（過去３カ年分）

イ）　役員名簿（事業報告書のものとは別に、最新のもの備え置く）

ウ）　定款等（①定款〔最新のもの〕、②認証書の写し〔設立認証時の認証及び登記に関する書類の写しも含む〕、③登記事項証明書の写し）

◆　認証の取り消し

法人が、３年以上これらの書類を提出しない場合には、所轄庁はその法人の設立の認証を取り消すことができると規定されています。（法第 43 条第１項）

◆　過料処分

法人が、これらの書類の提出を怠ったときは、法人の理事、監事又は清算人は２０万円以下の過料に処せられることが規定されています。（法第 80 条第５項）

※平成 24 年４月１日からの法改正により、これまで、事業報告書提出の際に添付していただいていた「収支計算書」が、**「活動計算書」に**変更となりました。

「収支計算書」は、法人の会計方針で定められた資金の範囲に含まれる部分の動きを表すものでしたが、新しい「活動計算書」は、法人の当期の正味財産の増減原因を示すものです。

当分の間は「収支計算書」でも受け付けられますが、できる限り速やかに「活動計算書」への移行をお願いします。

別記様式第８号（規格Ａ４）（第９条関係）

2022 年　4 月　15 日

群 馬 県 知 事　　あて

特定非営利活動法人の所在地
群馬県前橋市茂木町 270 番地 71

特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ソンリッサ

代表者氏　　萩原　涼平　　印

電話番号　090-5205-4244

事 業 報 告 書 等 提 出 書

下記に掲げる前事業年度（2021　年　4　月　1　日から 2022　年　3　月 31　日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第２９条（法第５２条第１項（法第６２条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

記

１　前事業年度の事業報告書
２　前事業年度の活動計算書
３　前事業年度の貸借対照表
４　前事業年度の財産目録
５　前事業年度の年間役員名簿
６　前事業年度の末日における社員のうち１０人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

注１　この提出書には、上記の提出書類各２部（法第５２条第１項（法第６２条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により非所轄法人が提出する場合は、各１部）を添付すること。
２　特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は脚注においてその旨を記載する。
３　５の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。
４　２以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人が法第５２条第１項の規定に基づき、所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の団体が定めるところによること。

（事業報告書　様式例）

令和３年 度 事 業 報 告 書

（令和３年　４　月　１　日から　令和　４年　３月　31 日まで）

（特定非営利活動法人の名称）
特定非営利活動法人ソンリッサ

１　事業実施の成果

今年度は、主に、Tayory（タヨリー）という孤立・孤独状態にある高齢者への見守り・コーディネートサービス「Tayory」を主軸に、地域サロン事業、地域や企業向け研修事業、社会的孤立・孤独の予防などの啓蒙活動などを幅広く展開しました。Tayory 事業は訪問回数 80 回、地域健康サロンは累計 300 名以上にサービスを実施させていただきました。社会的孤立に関するメディア掲載も TV２社新聞社７社に取材をいただきました。県内の関係機関との連携や、当法人の認知度も少しずつ向上していくことで、社会的孤立に関する問い合わせや、相談件数なども増えました。

２　事業の実施に関する事項

（１）　特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
Tayory	高齢者のご自宅に訪問して、コミュニケーションや御用聞き、社会との接点をつくる事業	随時	訪問先	6	80 人
地域サロン	専門職などが、高齢者向けに地域健康サロンを実施	随時	各拠点	10	300 人
啓蒙・情報発信	高齢者の孤立・孤独に関する情報発信、予防の啓蒙活動、家族支援	随時	会場、ウェブ	6 人	1000 人

① 高齢者向け見守り・コーディネートサービスTayory（タヨリー）

事業内容：

1　ご利用者様にサービスの提供

孤独感や寂しさを抱えている高齢者の自宅に、独自の研修を受けた若く気さくなコーディネーター（まごマネージャー）が定期的に伺います。会話や趣味などを通して、その人の想いを引き出し、日々の生きがいや社会資源へつなげます。関わり方は対面、電話、ビデオ通話のいずれかで対応しています。

2 ご契約者様にお便りレポートの報告

サービスの契約者であるご家族に対し、ご利用者様の心身の健康状態や日常生活の変化など定期的に知りたい項目を記載したお便りレポートをLINEやメールでお送りします。サービス利用料は主に利用者様である高齢者の子供世代から受け取ります。

＜レポート報告内容＞

・不安や心配事・担当者の気づき、最近の楽しみ

・最近の調子、食事や睡眠の状況、外出の頻度

結果　望まない孤立・孤独状態の高齢者が活き活きと笑顔で自分の役割を持ち、活動的な状態になることを目的に、孫のような世代の医療福祉の専門職と楽しいコミュニケーションを通し、高齢者の想いや課題を汲み取り、日々の生きがいや、地域とのつながりをつくる訪問事業を行い、年間80回以上の訪問を実施しました。Tayoryの利用者宅への訪問を通して、利用者、ご家族からのフィードバックをいただきながら、サービスのブラッシュアップを実施し、アンケートやヒアリング調査では高評価を得ることができました。利用者の方を地域サロンや趣味サークルに紹介し、地域との接点づくりも実施することができました。

≪Aさんのサービスご利用理由≫
車の免許返納により、外出が減少し、生きがいがなくなってしまった。
近隣との付き合いが皆無。家族は遠方にお住まいでサポートができない。

≪Aさんのサービスご利用後の変化≫
・笑顔で昔の思い出など色々なことを話してくれる。
・今まで諦めていたことを、まごマネージャーとしたいと話してくれる
（スマホでのメール、車椅子で外出、買い物、ビーズアクセサリーの再開）
・終活についてまごマネージャーに相談し、所有品の整理を開始。
・昔仲良かった方への連絡をまごマネージャーとしたいと話す。

②地域健康サロンの実施
事業内容：高齢者向けにスマホ教室、健康教室、ヨガ教室、栄養講座、骨盤講座、運動講座など多種多様な地域サロンを20回以上開催し、述べ300名上の方に実施しております。講師は社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士、保健師、介護福祉士、作業療法士などの専門職が実施しました。

結果：引きこもりがちな高齢者の孤立予防・居場所を行う地域健康サロン事業が住民に周知され参加者数も増え、参加者全体のアンケートの満足度、リピート率も95%以上を超えました。参加者の90%以上に「人との繋がりを感じて嬉しかった」と回答いただきました。
以下の内容が主に、ソンリッサが実施した健康サロンになります。
・ウエルシア薬局株式会社と連携して、店舗内で健康サロンを実施。（認知症予防、栄養講座、体操教室）
・ソフトバンク株式会社との共催でスマホ教室を実施
・前橋市岩神地区社会福祉協議会の後援で地域サロンを実施（栄養講座、骨盤講座、ヨガ講座、健康講座、ワクチン手帳）
・渋川市社会福祉議会との共催で地域サロン実施（ヨガ、健康講座、スマホ講座、整体講座）
・前橋市の自治会に協力をして、ワクチン手帳サポートを実施

③社会的孤立に関する講演活動、メディア掲載
孤立防止を目的として、社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などに講演・呼びかけを実施しました。社会課題について啓蒙活動を行い、孤立防止を図るとともに、社会資源（保険制度、制度外、NPO、趣味サークルなど）のネットワーク化を行いました。ブログやSNSを使った情報発信も実施いたしました。

３　会議の開催に関する事項

（１）総会

通常総会

日時・場所　2021年4月15日（土）16時から　コモンヒロセ(群馬県前橋市山王町１丁目１－ ２）

① 議題　事業報告及び令和３年度の事業実施計画について等

（２）理事会

ア 第一回理事会

① 日時・場所　2021 年 4 月 11 日（土）15 時から　コモンヒロセ

② 議題　今年度の事業実施に関する計画の共有

イ 第二回理事会

① 日時・場所　2021 年 8 月 8 日（日）15 時から　コモンヒロセ

② 議題　Tayory と地域サロンの事業の進捗共有・今後の方針決定

ウ 第三回理事会

① 日時・場所　2021 年 10 月 17 日（日）15 時から　コモンヒロセ

② 議題　事業の中間報告、下半期の事業実施計画の共有

エ 第四回理事会

① 日時・場所　2022 年 3 月 15 日 15 時から　マーキュリーホテル

② 議題　役員追加の件、年間の振り返り等

（法第２８条第１項関係様式例）

年間役員名簿

（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所並びに各役員についての報酬の有無）

2021年　4月1日から2022年3月31日まで

（特定非営利活動法人の名称）

特定非営利活動法人　　ソンリッサ

役職名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事	萩原　涼平	群馬県前橋市茂木町270番地71	2021年4月1日 ～ 2022年3月31日	年　月　日 ～ 年　月　日
理事	清水 憲一郎	群馬県高崎市上並榎624-1 アンジュYM 304	2021年4月1日 ～ 2022年3月31日	年　月　日 ～ 年　月　日
理事	田中　宏明	群馬県前橋市三河町2丁目 2番地14 サンシャイン三河	2021年4月1日 ～ 2022年3月31日	年　月　日 ～ 年　月　日
理事	笹谷 朋弘	群馬県高崎市台町５番地	2021年4月1日 ～ 2022年3月31日	年　月　日 ～ 年　月　日
監事	天田　亮介	群馬県前橋市朝倉町四丁目20番地27	2021年4月1日 ～ 2022年3月31日	年　月　日 ～ 年　月　日

（備考）

１　「役職名」「氏名」欄には、＿＿の期間中に役員であった全ての人について、理事、監事を別に記載する。

２　「住所又は居所」欄には、住民票又は外国人登録原票記載事項証明書により証された住所又は居所を記載する。

３　「就任期間」欄には、＿＿の期間中に役員であった者の全てについて当該期間内で実際に役員であった期間を記載する。

４　「報酬を受けた期間」欄については、「就任期間」中に報酬を受けたことがある役員についてのみ報酬を受けた期間を記載する。

（法第２８条第１項関係様式例）

前事業年度の社員のうち１０人以上の者の名簿

2022 年　3 月　31 日現在

（特定非営利活動法人の名称）
特定非営利活動法人ソンリッサ

	氏　　名	住 所 又 は 居 所
1	萩原　涼平	群馬県前橋市茂木町270番地71
2	天田　亮介	群馬県前橋市朝倉町四丁目20番地27
3	矢島　亮一	群馬県高崎市中尾町991番地
4	田中宏明	群馬県前橋市三河町2丁目2番地14 サンシャイン三河
5	浅井　広大	群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡20番地
6	小髙　広大	群馬県高崎市日高町1330番地5
7	中里　哲也	埼玉県桶川市神明1-2-19
8	田村　雅美	群馬県甘楽郡甘楽町大字善慶寺873番地8
9	清水憲一郎	群馬県高崎市上並榎624-1 アンジュYM 304
１０	笹谷朋弘	群馬県高崎市台町５番地

（備考）
１　時点は前事業年度の最終日を記載する。
２　「氏名」欄には、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載する。
３　名簿は、前事業年度の末日現在における社員のうち１０人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載する。